

地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1 目的

本地域でのモデル調査は平成 19～20 年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者、県、市町村、地域住民等の関係者が連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

2 目標

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、本検討会では主に漂着ゴミの清掃体制・運搬処分方法について検討を進めることとし、継続的かつ円滑に清掃～処分が実施できる体制の整備に向けて、現在の課題を整理し、その解決に向けた方策を検討する。

3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。

第 4 回検討会(本会)：アウトプットのイメージ・スケジュールの共有。現状の取組の整理。
報告書骨子案についての議論。

第 5 回検討会(11 月頃)：課題の整理。課題解決に向けた方策の検討。報告書案についての
議論。

第 6 回検討会(2009 年 2 月頃)：報告書の作成。

4 報告書の骨子案

本検討会における議論は、最終的に沖縄県地域検討会報告書として取りまとめる。同報告書の骨子(案)を表 1に示す。

<p>漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 沖縄県地域検討会報告書骨子(案)</p>
<p>第 章 石垣島・西表島における調査の概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 調査の目的2. 概況調査3. クリーンアップ調査4. フォローアップ調査5. その他の調査6. 検討会の実施
<p>第 章 石垣島・西表島の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見</p> <ol style="list-style-type: none">1. 石垣島・西表島における漂着ゴミの量及び質について2. 石垣島・西表島における主要な漂着ゴミの発生源の推定について3. 石垣島・西表島における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について4. その他
<p>第 章 石垣島・西表島における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方</p> <ol style="list-style-type: none">1. 石垣島・西表島における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 海岸清掃の体制(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策2. 石垣島・西表島における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性<ol style="list-style-type: none">(1) 相互協力が可能な体制作りにについて(2) 海岸清掃の体制(3) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策(4) その他

表 1 沖縄県地域検討会報告書の骨子(案)

5 各主体の役割分担

漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、関係機関・団体毎に現在想定される一般的な役割分担を図 1に示す。

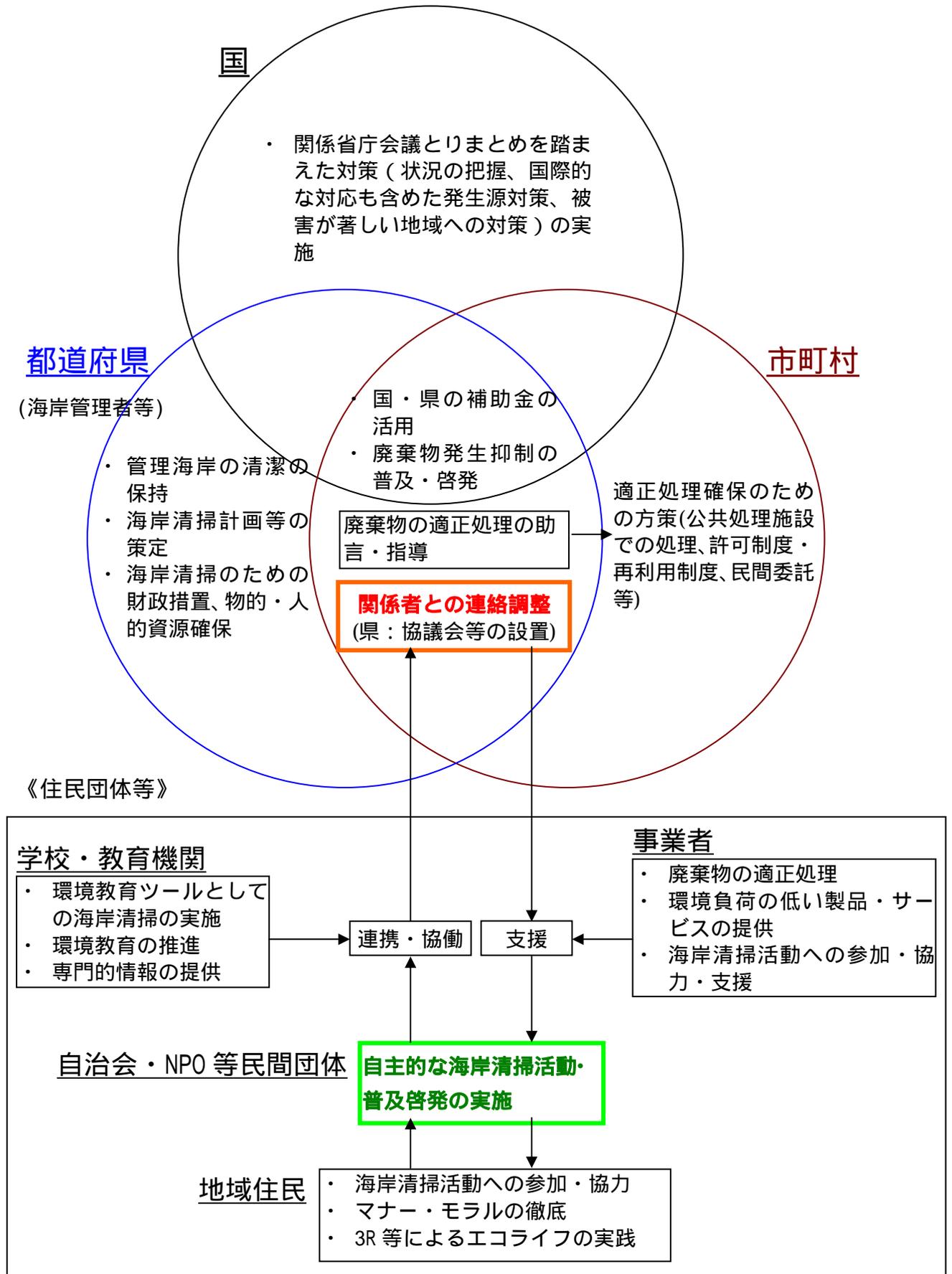


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

6 清掃活動の現状と課題

6.1 当該地域の現状と課題について

本調査を通じて明らかとなった石垣島・西表島における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 2 及び表 3 に示す。当該地域の漂着ゴミ清掃活動については、行政、民間団体、個人活動家による「八重山環境ネットワーク（事務局：石垣海上保安部警備救難課）」や「西表エコプロジェクト」等が大きな役割を果たしている他、地域住民による自主的な取り組みも多く行われている。

住民によって回収された漂着ゴミは、石垣島では、石垣市が引取り、一般ゴミ・資源ゴミ等は市の処理施設へ、産業廃棄物は業者処分されている。なお、大型の発泡スチロールと漁業用ブイは、処理困難物として最終処分場に仮置きされている問題もある。一方、西表島では、漂着ゴミは産業廃棄物として石垣島へ運搬した後、業者処理されている。

表 2 石垣島における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八重山環境ネットワークや地域住民による自主的な清掃活動が活発に行われている。 ・ 所定の方法で事前に石垣市に清掃計画を伝えれば、市から必要なゴミ袋及び軍手が支給される。 ・ 石垣市が把握しているだけで平成 18 年度は 20 海岸 87 回、平成 19 年度は 18 海岸 105 回の実績がある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部の平久保崎周辺のようにアクセスが悪く、清掃活動が困難であり、経年のゴミが多く溜まっている海岸が存在する。 ・ 環境への配慮から人力による回収が基本であり、人力ゆえに大型のゴミの回収には限界がある。 ・ 廃油ボールや流木の様に予期できないが時おり大量に漂着するゴミの回収対策 ・ 石垣市役所ホームページ「島っぷ」の活用による自主的な清掃活動と石垣市の連携
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣市が指定した場所に集積すれば、市が回収する（原則は月曜日）。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週末にボランティアが活発に行われ、回収したゴミの量が多い場合には、市の回収に大きな負担がかかっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ゴミ、資源ごみは石垣市クリーンセンター及び石垣市一般廃棄物最終処分場へ、産業廃棄物は業者処分
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型の発泡スチロールと漁業用ブイは、処理困難物として最終処分場に仮置きされている。十分な処理費用が確保できないため、仮置きしている処理困難物は年々増加している。 ・ 一度に大量に漂着した流木の処理対策。流木の処理費用は廃プラスチックよりも高い。 ・ 産業廃棄物の処分費は、容量当りの単価で決まるため、コスト削減のためにはゴミの減容化が必要。

表 3 西表島における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西表エコプロジェクトにより毎月 1 回、西表国立公園を美しくする会により年 3 回程度海岸清掃が実施されている。 ・ 上記以外には、不定期ではあるが小中学校やキャンプ場利用者等による清掃活動が実施されている。また、企業と竹富町が協力し、大規模な海岸清掃が実施されることもある。 ・ 事務局が把握している範囲では、平成 18 年度は 9 回 7 海岸、平成 19 年度では 13 回 8 海岸の実績がある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユチン川周辺のようにアクセスが悪い、あるいは道路が整備されていないため清掃活動が困難な海岸、また、海岸背後地の防潮林や保安林に経年のゴミが多く溜まっている。 ・ 環境への配慮から人力による回収が基本であり、人力ゆえに大型のゴミの回収には限界がある。 ・ 廃油ボールや流木のように予期できないが時おり大量に漂着するゴミの回収対策。 ・ ボランティア清掃を行う地域住民の確保。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本は全てボランティアが行う。 ・ ゴミの処分には石垣島への海上運搬が必要。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民による陸上運搬は主に軽トラックによるため、輸送力に限界がある。 ・ 石垣島への海上運搬には多額の費用がかかる。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着ゴミは殆どを産業廃棄物として扱うため、石垣島の業者へ委託。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬費も含め処分の費用は海岸清掃を実施した者が負わなくてはならない。 ・ ゴミの処分費は、容量当りの単価で決まるため、コスト削減のためにはゴミの減容化が必要。

6.2 海岸清掃活動に関するアンケート調査結果

地域住民の海岸清掃に対する意識を理解するため、第4回クリーンアップ調査時において、石垣島及び西表島の作業員（地域住民）に対し、海岸清掃活動に関するアンケート調査を実施した。使用したアンケート調査票と調査結果を以下に示す。

(1) アンケート調査票

平成19年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査（沖縄県）
第4回クリーンアップ調査に関するアンケート
（該当する選択肢1つに を付けて下さい）。

1. 出身地について教えてください。

地元（石垣市及び八重山郡） 沖縄県（石垣市及び八重山郡以外） 他県から移住

2. これまでに、本業務での清掃活動に参加したことがありますか？

初めて 2～4回目

3. これまでに、本業務以外での清掃活動に参加したことがありますか？

初めて 2回目、 3～5回目、 5～10回目、 10回以上

4. 海岸への漂流・漂着ゴミ問題に関心がありますか？

とても関心がある 関心がある あまり関心がない 関心ない

5. どのくらいの頻度で海岸の漂流・漂着ゴミの清掃活動をすべきだと思いますか？

毎月 3ヶ月に一度 半年に一度 一年に一度 2年に一度

6. アルバイト代について教えてください。

A. 半日程度の清掃の場合（実労働2～3時間程度）

時給千円ならば参加する 時給500円でも参加する 無料でも参加する

B. 一日がかりの清掃の場合（実労働6～7時間程度）

時給千円ならば参加する 時給500円でも参加する 日給1000～2000円程度でも参加する
無料でもお弁当が支給されれば参加する 無料でお弁当支給が無くても参加する

7. 参加して良かったと思うこと、改善すべき点、加えて欲しい企画、あるいは自分の中で変化した意識など、自由に記載して下さい。

御協力ありがとうございました。
日本エヌ・ユー・エス株式会社

(2) アンケート調査結果

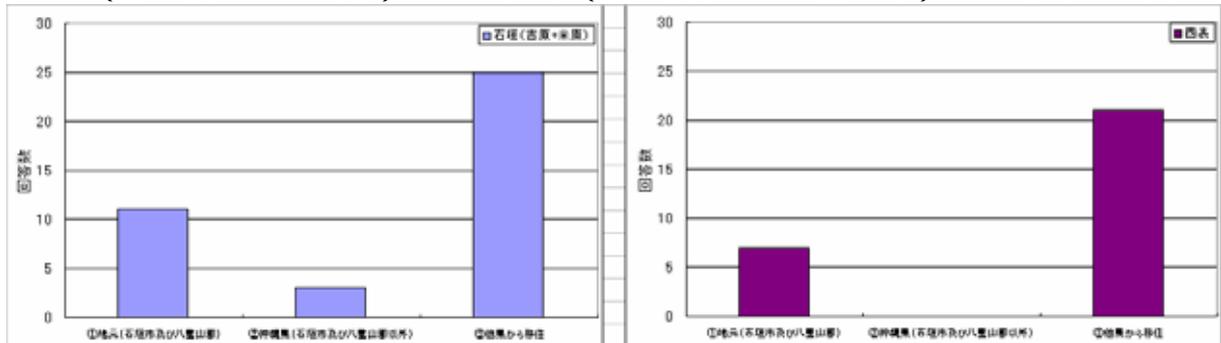
回答数 石垣島：39人 西表島：28人

1. 出身地について教えてください。

地元（石垣市及び八重山郡）

沖縄県（石垣市及び八重山郡以外）

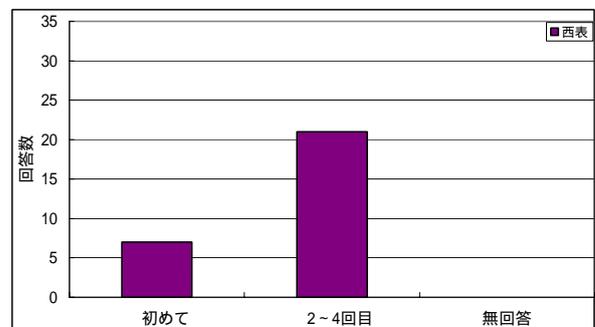
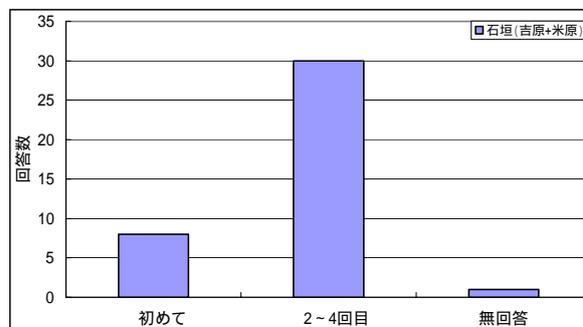
他県から移住



2. これまでに、本業務での清掃活動に参加したことがありますか？

初めて

2～4回目



3. これまでに、本業務以外での清掃活動に参加したことがありますか？

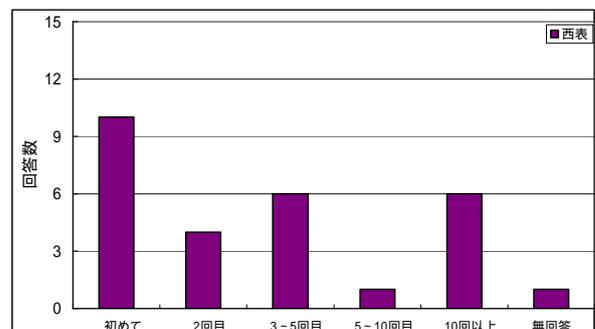
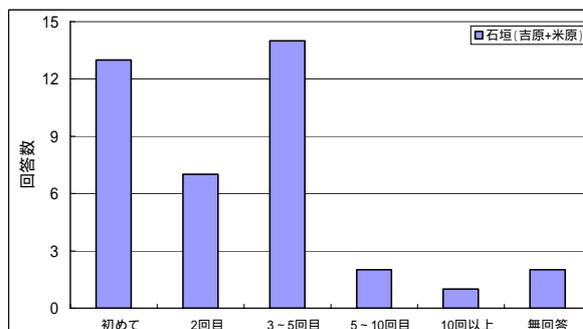
初めて

2回目、

3～5回目、

5～10回目、

10回以上



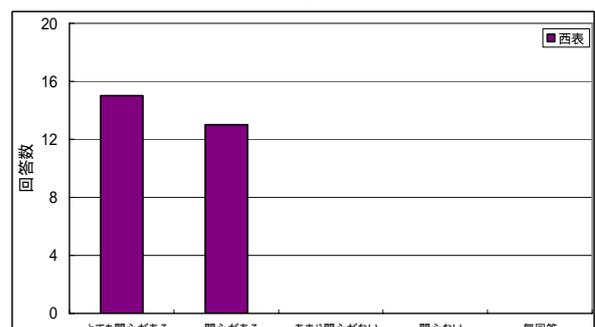
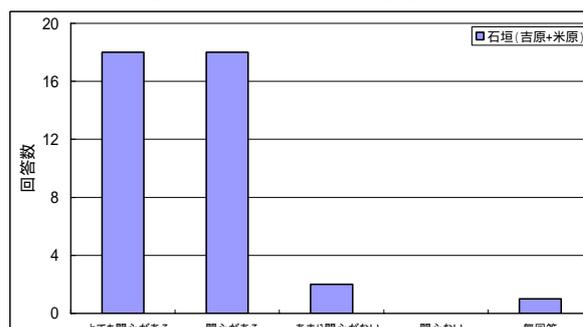
4. 海岸への漂流・漂着ゴミ問題に関心がありますか？

とても関心がある

関心がある

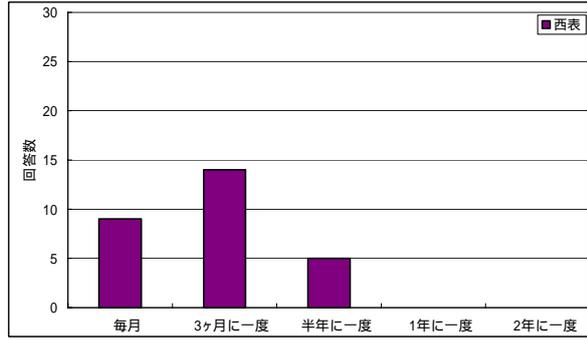
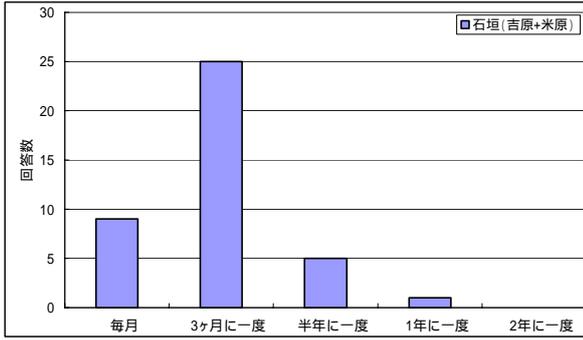
あまり関心がない

関心ない



5. どのくらいの頻度で海岸の漂流・漂着ゴミの清掃活動をすべきだと思いますか？

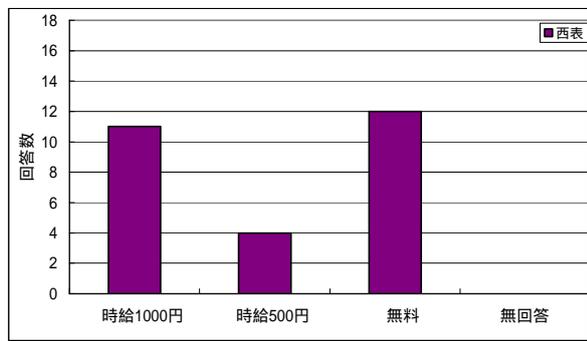
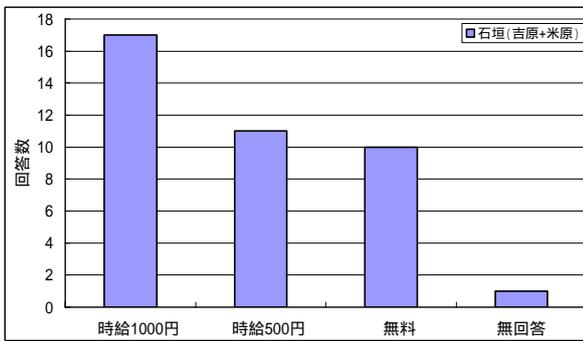
毎月 3ヶ月に一度 半年に一度 一年に一度 2年に一度



6. アルバイト代について教えてください。

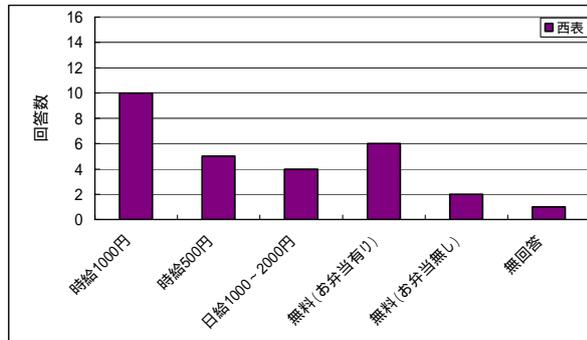
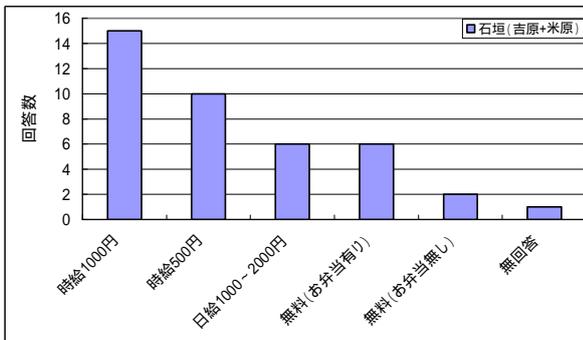
A. 半日程度の清掃の場合（実労働 2～3 時間程度）

時給千円ならば参加する 時給 500 円でも参加する 無料でも参加する



B. 一日がかりの清掃の場合（実労働 6～7 時間程度）

時給千円ならば参加する 時給 500 円でも参加する 日給 1000～2000 円程度でも参加する
 加する 無料でもお弁当が支給されれば参加する 無料でお弁当支給が無くても参加する



7 運搬処理費用対策について

前項でまとめたとおり、当該地域における漂流・漂着ゴミ対策の中では、処理費用の確保が緊急の課題であると考えられる。

7.1 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

現在、漂流・漂着ゴミに関連する国の補助金制度としては、以下のものがあり、これら補助金制度の積極的な活用を検討していく必要がある（最終ページ資料1～2参照）。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省）

7.2 その他

運搬処理費用対策としては、上記の補助金制度以外にも、法定外目的税（例えば入島税、観光税として）の導入や、ゴミの減容化によるコスト削減方策等が考えられる。

【参考：八重山入域観光客数】

平成19年の八重山地方全体の入域観光客数は787,502人であり、石垣島では783,054人、竹富町全体では1,101,690人、うち西表島では405,646人となっている（八重山ビジターズビューローによる）

【参考：法定外目的税】

沖縄県では、伊是名村において「環境協力税」として導入されている。以下、平成17年3月28日び総務省報道発表資料より引用。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050328_2.htmlより

1. 環境協力税新設の理由

伊是名村には、伊是名ビーチや伊是名山森林公園、尚円王御庭公園等数多くの観光施設が所在しており、これらの維持管理及び島内の環境の美化・保全に毎年多額の費用が必要となっているところである。そこで、その税収を島内環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備等に係る費用に充てるため、「環境協力税」を創設するものである。

2. 環境協力税の概要

課税団体	伊是名村(沖縄県)
税目名	環境協力税(法定外目的税)
課税客体	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為
税収の使途	環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備の費用
課税標準	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者
税率	1回の入域につき100円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度)3.8百万円
課税免除等	・ 高校生以下の入域者は非課税 ・ 地方税法第292条第1項第9号の適用を受ける障害者は非課税
徴税費用見込額	(平年度)0.2百万円

8 海岸ごとのゴミの状況と清掃実態について

本年度は、平成 19 年度に実施した概況調査・航空機調査によるゴミの状況、海岸へのアクセス、地域における重要度（景観、環境保全、漁場、観光資源等）などから、清掃活動を重点的に実施すべき海岸について検討する。

以下に概況調査の文献及びヒアリング調査において把握した平成 18～19 年度の海岸清掃実績と航空機調査によるゴミの状況を整理したものを示す。

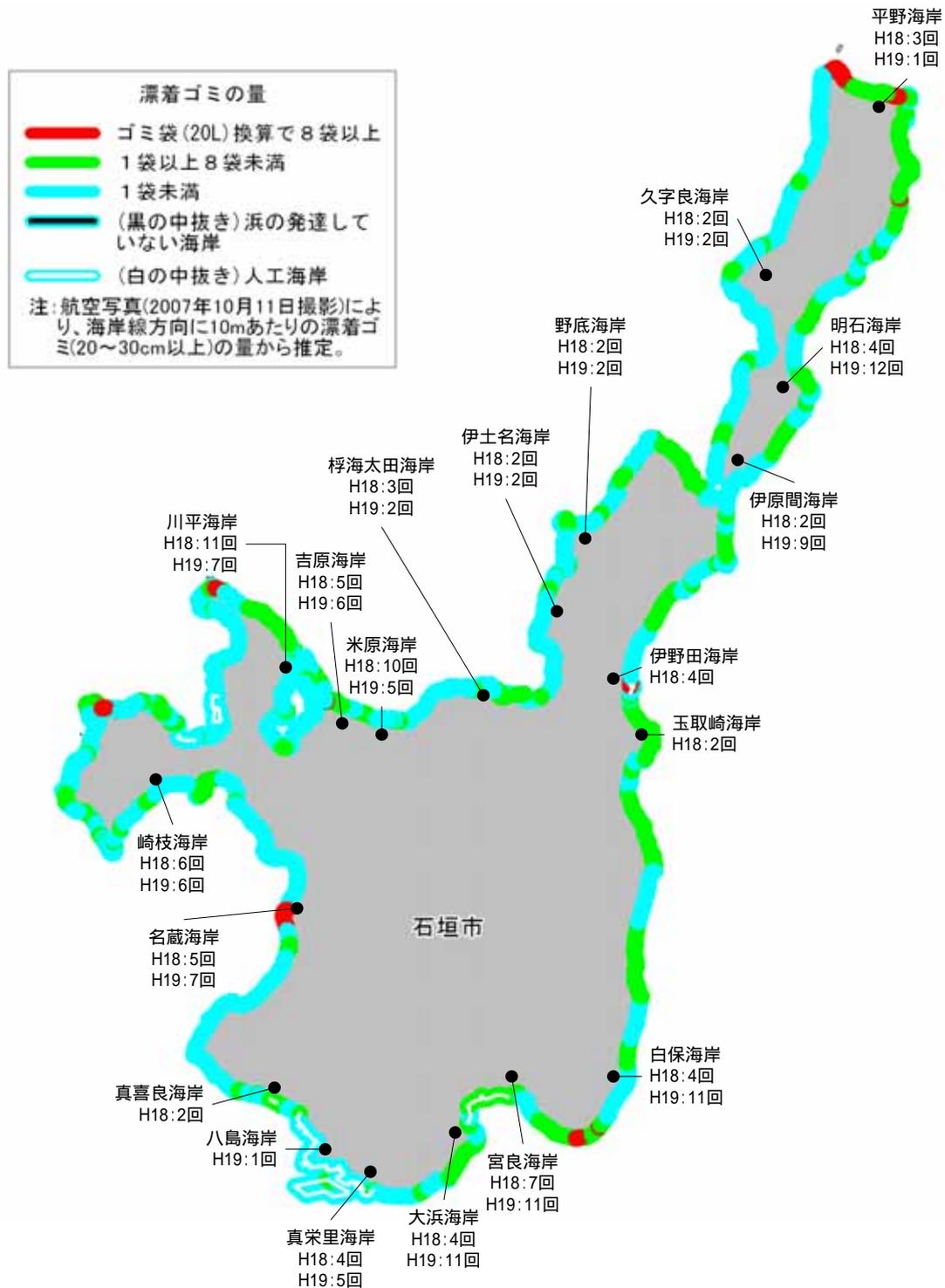


図 2 石垣島の平成 18～19 年度の海岸清掃実績と航空機調査によるゴミの状況（石垣市把握分）



図 3 西表島の平成 18～19 年度の海岸清掃実績と航空機調査によるゴミの状況
(事務局把握分)

9 漂着ゴミの種類による特徴と問題点について

9.1 ゴミの種類による回収処理方法と問題点

本調査において回収された漂着ゴミの種類と容量は、石垣島・西表島共に同様の傾向を示している。現在までに実施した4回のクリーンアップ調査では、容量で見れば発泡スチロール・ペットボトル・漁業用ブイ・その他プラスチック類といったプラスチック系のゴミが概ね全体の70%以上を占める結果となっており、その殆どが海外からのゴミであった。また、発泡スチロールは特に多く回収され、容量で全体の約30～50%を占める結果となっている。

本調査で回収された主なゴミの種類毎に、回収・処理方法や再利用等の情報を以下のとおり整理した。これは地元の清掃活動ではなく、本調査による回収処理方法を基本としている。

表4 主な漂着ゴミの回収処理方法と問題点
(表中の容量割合は、独自調査の値)

ゴミの種類	容量割合	回収	処理	再利用	主な問題点
発泡スチロール	25～47%	人力	産廃	不可	劣化・分解すると回収が困難になり、また小動物の餌等になり生態系への影響が懸念される。
漁業用ブイ	7～25%	人力/水が内部に混入している場合には、できる限り抜く	"	漁業関係者による再利用の可能性があるが、殆どの場合には劣化が著しく、再利用は不可	プラスチック系のゴミの中では比較的重量があり、浜に多く溜まると回収が困難になる。
ペットボトル	5～14%	"	"	不可	軽いので移動しやすい。
他プラスチック類	11～23%	人力/細かいプラ片は回収に時間を要する	"	不可/石垣市では資源化が検討されている	細かいプラ片等は漂着後時間が経過すると砂に潜りこんだりして回収が困難になる。
流木・木材	7～36%	再流出防止を最優先とすることが適当	"	石垣島で冬場に使用するマキとして再利用された実績がある/赤土や海岸線の砂の流出防止に利用、また炭にすれば土壌改良材になるとの意見あり	再流出する等により船舶の安全航行へ支障を及ぼすことが懸念される。
廃油ボール	僅か	人力/回収方法に工夫が必要/踏み潰すと回収し辛くなるので他のゴミ回収前に集中的に実施すると効果的	"	不可	周辺環境に大きな影響を与える可能性が高いと考えられる。
医療系・薬品・スプレー缶等危険物	僅か	人力/回収には安全対策が必要	"	不可	放置すると安全上問題が大きい。

9.2 流木の取扱い

平成 19 年度検討会においては、流木の取扱いについて、船舶航行の安全確保のための再流出防止を最優先にするという観点から様々な論議が行われ、その内容に沿う形で独自調査を実施した。本調査における流木の取扱いについて、昨年度の検討結果を以下に整理した。

本モデル調査では、石垣島、西表島において、環境への配慮から海岸への重機の導入は行わないという方針により、回収は全て人力により行っている。ただし、人力でのゴミ回収には限界があり、大型の流木については、運搬に使用する道路からのアクセスが悪い（海岸への進入路の足場が悪い、遠い等）海岸では回収が困難な場合がある。

流木はできる限り回収することが望ましいが、回収が困難な場合は、船舶航行の安全確保のための再流出防止策を取ることを最優先とする考え方もある。この場合、海岸植生帯が発達し、流木の自然利用（小動物の利用、自然分解）が期待できる海岸では、できるだけ陸側へ移動させ、再流出を防ぐ方法がある。地域検討会においては、漂着した流木の自然利用が行われる海岸では、回収の必要がないとの指摘もあった。

本モデル調査では、海岸周辺の植生帯が乏しい一部の海岸において、次ページ図 6 のようにできるだけ陸側に移動させ固定する事で再流出を防ぐ方法を試みた。ただし、この方法は、海岸の幅を狭めてしまう事に留意する必要がある、継続的に実施できる方法かは疑問があり、あくまで緊急避難的な対策オプションの一つとして位置付けられるものであると考えられる。

八重山漁協によるヒアリング結果から、漂着した流木のうち、実際に再流出した場合に船舶への影響が懸念される大きさについては、直径 10cm 以上を目安とする。また、流木が実際に船に当たる場合には、軽ければ浮いているのではじかれ問題はない、一方重いもの、沈むものについては船体やプロペラを痛める危険性があると指摘されている。

災害と位置づけられる甚大量の漂着があった場合の対処方法の一つとして、重機導入による回収についても検討しておく必要がある。重機の導入に関しては、海岸とその生態系に配慮する必要がある。例えば、重機による回収は、不整地運搬車の様なキャタピラで走行する車両を導入するべきであるとの意見が出されている。キャタピラは、浜に対しその面全体で重量の負荷をかけるため、タイヤよりも負担が少ない。また、石垣市では、浜に負担をかけないために、海岸の流木の回収にトラクターを導入した実績がある。



図 4 海岸植生帯が発達し、流木の自然利用が期待できる海岸の例
左：石垣島調査地点 1 周辺 右：西表島調査地点 6 周辺



図 5 海岸植生帯が乏しく、流木の自然利用が期待できない海岸の例
 左：石垣島調査地点 2 周辺 右：西表島調査地点 1 周辺



< 12 月実施時 >



< 4 月調査時 >

図 6 西表島で実施した流木の流出防止措置（杭による固定）

10 今後の検討事項

10.1 発泡スチロールの減容化によるコスト削減について

当該地域の漂着ゴミの中で大きな容積を占め、処理費用のかかる発泡スチロールについては、減容により運搬・処理コスト削減が期待できる。

発泡スチロールの減容には、減容機を導入する方法と、減容剤を購入し減容後にリサイクル業者へ引き渡す方法がある。減容機の場合には、導入・運用コスト、運用体制等を考慮しなければならないのに対し、減容剤の導入の方が取扱いやすいとの判断から、当該地域で導入可能な減容剤について検討していく。

発泡スチロールの減容剤には、代表的なものでリモネン（ミカンやレモンなどの柑橘類の皮に含まれているオレンジ油の主成分）とゾル化剤があり、リモネンは取扱い上安全性が高い、ゾル化剤はリモネンに比べ減容スピードが速い等の特徴がある。

第3回検討会で紹介したゾル化剤については、消防法では第4類第2石油類に分類され、また、労働衛生法では第3種有機溶剤となり、貯蔵量がドラム缶5本を経過又は取扱量がドラム缶2本以上の場合には、第4類乙種又は第4類丙種危険物取扱者の資格が必要となり、離島への運搬や実際の使用には一定の条件・資格が必要となる。

10.2 海岸植生帯の漂着ゴミについて

当該地域では、強風などにより海岸植生帯に入り込んだゴミが多く見られる。これらについては漂着量の把握方法、及び安全性や環境に配慮した上での効果的な回収方法について検討する。本年度は、主に以下の項目について検討を予定している。

- ・ 国有林における調査・清掃の手続き（現時点で林野庁からは、環境省による調査は届出、民間の清掃は許可が必要との回答を得ている）
- ・ 小規模な現地踏査、サンプリング調査実施時の留意事項
- ・ 比較的大人数による海岸清掃実施時の留意事項

今後はこれらの項目について、林野庁及び海岸管理者等の関係者からの意見を参考に検討を進めていく。

10.3 漂着ゴミの海上運搬について

本調査範囲の中で、石垣島の荒川河口部の海岸（共通調査枠 2 と 3 の間）や、西表島のミミキリ浜近傍の海岸（共通調査枠 6 の北側）では、陸上からのアクセスが困難なために現在のところ独自調査を実施していない。また、西表島のニシ崎近辺ではゴミ搬出のためのアクセスが悪く、独自調査時のゴミ運搬に関しては効率が悪い状況となっている。

これらの海岸の漂着ゴミについては、船による海上輸送を検討する。

(1) 西表島における海上運搬の検討

第 4 回クリーンアップ調査時において、西表島のミミキリ浜北側の海岸（共通調査枠 6 の北側）及びニシ崎周辺を対象とし、小型船舶を使用した上陸及び漂着ゴミ運搬の可否について検証を行った。

調査日時：4 月 11 日 8:00～9:30（潮位：135～150cm 程度）

使用船舶：小型兼用船（フィッシングボート） 総トン数及び長さ：2.2 トン、8.53 m



図 7 西表島の検証調査位置図

検証を行った結果、ニシ崎より東側（中野海岸側）の海岸一帯では、調査時の水深が 80～120cm、西側 200 m 程度（星砂の浜側）では水深 110～140cm 程度であり、着岸してゴミの積み込みと運搬が可能であると判断された。一方で、ミミキリ浜北側の海岸については、周辺の水深が浅く、船舶での接近が不可能と考えられた。また、上原港からニシ崎周辺までの所要時間は 15 分程度であった。

ニシ崎周辺では、回収したゴミの運搬は、陸地よりも海上運搬の方が時間及びコスト面で有利と考えられる。所要時間及びコスト面の詳細な比較については、現在整理中である。



図 8 ニシ崎東側（上）の検証状況と西側（下、星砂の浜側）の様子

(2)石垣島における海上運搬の検討

石垣島については、荒川河口部の海岸を対象に、石垣海上保安部交通課からの助言・指導を受けた上で海上運搬の検証作業を計画中である。



図 9 石垣島の検証調査位置図

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	<p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	<p>降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>	<p>1市町村(1一部事務組合)における処理量が150m3以上のもの 海岸保全区域外の海岸への漂着 通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p>
補助率	1 / 2	

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

